

わかる！司法書士「記述式答案構成力商業登記」実戦編【第3版】

平成27年5月1日施行の会社法改正に伴う修正箇所

平成26年6月20日に、会社法の一部が改正されました（施行日平成27年5月1日）。それにともない、本書の内容が変更される箇所があります。なお、本書においては、登記申請日を平成24年7月としていますが、申請日に関わらず、改正会社法が適用されることを前提とした修正箇所を、以下に示すものとします。なお、本レジュメによる修正箇所は、解答を導き出すために必要な箇所についてのみとなっております。

【解答に影響する修正箇所】

第3章「記述式答案構成力」養成講座 演習・第3問

従前においては、責任限定契約（会427条）を締結することができる取締役又は監査役は、社外取締役又は社外監査役に限られていましたが（会427条1項）、改正法においては、社外取締役又は社外監査役に限られなくなったことから（改正427条1項）、責任限定契約に関する定款の定めがある場合であっても、社外取締役である旨又は社外監査役である旨は、登記事項ではなくなりました（改正911条3項25号参照）。本問においては、出題の段階で、責任限定契約に関する定款の定めがある場合であり、それを前提として社外取締役の登記がされていますので、その点に関連する修正が必要となります。

p119 （役員等に関する事項）4行目

「取締役（社外取締役）D 平成23年6月25日就任」を「取締役 D 平成23年6月25日就任」

に修正。

p132 答案構成の抜粋されている図中の「社外D」を「D」に修正。

なお、p133, p136, 139, p142, p148も同様です。

p140 「(3)社外取締役等の会社に対する責任制限に関する規定の廃止に関する瑕疵判断」の項目5行目の「社外取締役の責任制限の規定が廃止されると……」から、項目の最後(p141「ちなみに、……抹消する必要はありません。)」まで削除。

p141 のPointの図を次のように修正

P o i n t

社外取締役・社外監査役の旨の登記

社外取締役(会2⑮)・社外監査役(会2⑯)の旨の登記すべき事項は、

- (1) 監査役会設置会社の社外監査役
 - (2) 指名委員会等設置会社(会911Ⅲ⑳),
監査等委員会設置会社(会911Ⅲ㉑)の社外取締役
 - (3) 特別取締役の議決の定め(会911Ⅲ㉒)
- がある場合に限るとされています。

p149 イ 登記すべき事項 の 下から3行を削除

「同日取締役(社外取締役)Dにつき社外取締役等の会社に対する責任制限に関する規定の廃止により変更
取締役 D 」を削除

第4章 実習問題 第1問

p236 下から三行目を次のように変更

「委員会設置会社である場合(会911Ⅲ㉑),会社に対する責任制限の規定がある場合(会911Ⅲ㉕)」
↓
「監査等委員会設置会社である場合(会911Ⅲ㉑),指名委員会等設置会社である場合(会911Ⅲ㉓)」

第4章 実習問題 第3問

p300 H24. 7. 1 存続会社の臨時株主総会 のふきだしの中の

「○ 社外取締役等の責任制限規定設定決議

⇒社外取締役及び社外監査役の登記必要」を削除

p329～330

3 - 4 の関する記述をすべて削除

p331

(2)就任に関する登記の項目の7行目～8行目の「なお、……」以下をすべて削除

p332

3行目から5行目を削除

p339 のイ 登記すべき事項欄

・5行目の「監査役（社外監査役）J」の記載を「監査役 J」に修正

・15行目の「取締役Dは社外取締役である。」の記載を削除

p342 答案構成例

答案構成例中の「社外」の記載3箇所を削除

第4章 実習問題 第5問

p394 第4号議案 2 割当方法 の内容を次のように修正

「第三者割当てとし、原利夫に対し、1000株を割り当て、また、総数引受契約が締結された場合、その契約を承認するものとする。」

p433 (4)決議の有効要件 ①発行形態の把握 の項目の9行目から12行目を次のように修正

「なお、募集株式につき総数引受契約（会205Ⅰ）による場合、この譲渡制限株式の割当ての決定は不要となりますが、当該契約についての承認を受けなくてはなりません（会205Ⅱ）。別紙5の4より、総数引受契約がなされていますが、別紙4の第4号議案の2より、総数引受契約締結を条件とした契約の承認の株主総会決議がされており、要件は充足しています。」